

## すまいるスクール事業運営者委員会の設置に関する要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日 要綱第 100 号

改正 平成 26 年 7 月 1 日 要綱第 94 号

改正 平成 27 年 3 月 16 日 要綱第 246 号

### (設置)

第 1 条 品川区長期基本計画の策定を踏まえ、すまいるスクール事業のより一層の充実を図るため、すまいるスクール事業運営者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、すまいるスクール事業の基本指針、運営手法、運営課題などについて意見交換、情報交換を行うものとする。

### (構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 子ども育成課長
- (2) すまいるスクール事業運営受託者
- (3) 地域ボランティア
- (4) 区立小学校長
- (5) すまいるスクール事業の関係者で区長が指定する者

### (委嘱)

第 4 条 委員は、区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は年度を単位とする 1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (運営)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は子ども育成課長とし、副委員長は区立小学校長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (謝礼金)

第 6 条 委員会に出席した委員（都および区職員、すまいるスクール事業運営受託者を除く。）に別に定める報償費を支払う。

### (招集)

第 7 条 委員会は委員長が招集する。

### (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子ども育成課育成支援係が処理する。

### (委任)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。